

常勤役員災害補償規程

(常勤役員/施設長)

第1条 当法人は、常勤役員が急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合、本法人を加入者とする傷害保険契約により、この規程に定める災害補償金を支給する。

第2条 当該保険金の請求ならびに受領に関する一切の権限は、被保険者である常勤役員から法人に授与されるものとする。法人が受け取った保険金は、災害補償金として全額被保険者へ給付するものとする。

第3条 本規程による災害補償金の支給額は、次の通りとする。

- 1) 死亡・後遺障害 20,500千円
- 2) 入院 1日につき 7,000円
- 3) 手術保険金 入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払の対象外の手術があります。
- 4) 通院 1日につき 4,000円

非常勤役員災害補償規程

(16日～30日/年間：理事長)

第1条 当法人は、非常勤役員が法人運営のための活動に従事中（往復途上を含む）急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合、本法人を加入者とする傷害保険契約により、この規程に定める災害補償金を支給する。

第2条 当該保険金の請求ならびに受領に関する一切の権限は、被保険者である非常勤役員から法人に授与されるものとする。法人が受け取った保険金は、災害補償金として全額被保険者へ給付するものとする。

第3条 本規程による災害補償金の支給額は、次の通りとする。

- | | |
|------------|--|
| 1) 死亡・後遺障害 | 16,800千円 |
| 2) 入院 | 1日につき 4,500円 |
| 3) 手術保険金 | 入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払の対象外の手術があります。 |
| 4) 通院 | 1日につき 3,000円 |

非常勤役員災害補償規程

(8日～15日/年間：理事・監事)

第1条 当法人は、非常勤役員が法人運営のための活動に従事中（往復途上を含む）急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合、本法人を加入者とする傷害保険契約により、この規程に定める災害補償金を支給する。

第2条 当該保険金の請求ならびに受領に関する一切の権限は、被保険者である非常勤役員から法人に授与されるものとする。法人が受け取った保険金は、災害補償金として全額被保険者へ給付するものとする。

第3条 本規程による災害補償金の支給額は、次の通りとする。

- 1) 死亡・後遺障害 17,100千円
- 2) 入院 1日につき 4,500円
- 3) 手術保険金 入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払の対象外の手術があります。
- 4) 通院 1日につき 3,000円

非常勤役員災害補償規程

(7日以内/年間：評議員)

第1条 当法人は、非常勤役員が法人運営のための活動に従事中（往復途上を含む）急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合、本法人を加入者とする傷害保険契約により、この規程に定める災害補償金を支給する。

第2条 当該保険金の請求ならびに受領に関する一切の権限は、被保険者である非常勤役員から法人に授与されるものとする。法人が受け取った保険金は、災害補償金として全額被保険者へ給付するものとする。

第3条 本規程による災害補償金の支給額は、次の通りとする。

- 1) 死亡・後遺障害 17,500千円
- 2) 入院 1日につき 4,500円
- 3) 手術保険金 入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
- 4) 通院 1日につき 3,000円

附 則

この規程は、平成27年 9月 1日から施行する。
平成29年 7月 1日改定（第 1条、第 3条）